

平成27年5月13日

「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」並びに「既存建築物省エネ化推進事業」に関する事務事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」及び「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」並びに「既存建築物省エネ化推進事業」に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成27年4月23日～平成27年5月7日

<提案者及び評価結果>

○サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）に関する事務事業

提案者：2者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会、株式会社URリンケージ）

評価：別紙1の通り、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の企画提案書を特定した。

○サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する事務事業

提案者：1者（一般社団法人木を活かす建築推進協議会）

評価：別紙2の通り、一般社団法人木を活かす建築推進協議会の企画提案書を特定した。

○既存建築物省エネ化推進事業に関する事務事業

提案者：2者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会、株式会社URリンケージ）

評価：別紙3の通り、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の企画提案書を特定した。

(別紙1)

□サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）に関する事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成27年4月23日～平成27年5月7日
- ・説明書配布者：2者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会、株式会社URリンケージ）
- ・提案者：2者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会、株式会社URリンケージ）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果 (一般社団法人環境共生住宅推進協議会)	評価結果 (株式会社URリンケージ)
(1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること	○	×
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○	○
(4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○	○

※一般社団法人環境共生住宅推進協議会については、補助事業対象者に求められている(1)～(6)の要件を全て満たしており、事業費についても株式会社URリンケージの企画提案書に比して妥当と判断される。そのため、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の企画提案書を特定した。

(別紙2)

□サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成27年4月23日～平成27年5月7日
- ・説明書配布者：1者（一般社団法人木を活かす建築推進協議会）
- ・提案者：1者（一般社団法人木を活かす建築推進協議会）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること	○
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○
(4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○

※補助事業対象者に求められている（1）～（6）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人木を活かす建築推進協議会の企画提案書を特定した。

(別紙3)

□既存建築物省エネ化推進事業に関する事務事業の審査結果について

- ・公募期間：平成27年4月23日～平成27年5月7日
- ・説明書配布者：2者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会、株式会社URリンケージ）
- ・提案者：2者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会、株式会社URリンケージ）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果 (一般社団法人環境共生住宅推進協議会)	評価結果 (株式会社URリンケージ)
(1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること	○	×
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	○	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること	○	○
(4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	○	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること	○	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること	○	○

※一般社団法人環境共生住宅推進協議会については、補助事業対象者に求められている

(1)～(6)の要件を全て満たしており、事業費についても株式会社URリンケージの企画提案書に比して妥当と判断される。そのため、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の企画提案書を特定した。